

# 「デジタル庁の後援等名義に関する規程の一部を改正する訓令」について

令和5年12月1日  
デジタル庁戦略・組織グループ

## 1. 題名

デジタル庁の後援等名義に関する規程の一部を改正する訓令

## 2. 改正の趣旨

デジタル庁の後援等名義の使用承認にあたり、行事等の内容に関する審査基準において引用している女性活躍・男女共同参画の重点方針の策定状況に鑑み、所要の改正を行うものです。

## 3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続を実施しておりません。

## 4. 意見公募を行わなかった理由

本件は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。

## 5. 公布日・施行日

令和5年12月1日に公布・施行します。

### 【参照条文】

○ 行政手続法（平成5年法律第88号）抄

第三十九条

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七（略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。